

人材開発支援助成金 (教育訓練休暇制度・長期教育訓練休暇制度) 制度導入・適用計画届

提出日 2021 年 4 月 15 日

東京 労働局長 殿

代理人又は事務代理者・代行者の申請の場合は該当箇所に○をつけてください。

標記について、次のとおり提出します。

1 事業主	所在地 (〒 100-8916)	所在地 (〒 100-8916)
	東京都千代田区霞が関 1-0-0	東京都千代田区霞が関 1-0-0
名称	株式会社 厚生労働	△△社会保険労務士事務所
	代表者氏名	代表者氏名
	労働 太郎	社会保険労務士 厚生 次郎
		電話番号 03-5253-△△△△
2 雇用保険適用事業所番号	1301-xxxxxx-x	3 労働保険番号
		13 x xx-xxxxxx -xxx
(1)及び(2)が各100人以上である場合、企業全体の雇用する被保険者数が100人以上であることが確認できる書類(雇用契約書の写し等)を添付してください。		5 職業能力開発推進者名
(1) 企業全体の雇用保険法第4条に定める被保険者数	110 人	役職
		人事課長
(2) 企業全体の雇用する被保険者数 ※上記(1)の人数から有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載	100 人	氏名
		労働 次郎
6 制度導入・適用計画期間(3年間)	2021 年 6 月 1 日 ~ 2024 年 5 月 31	
7 事業内職業能力開発計画の策定の有無	有・無のいずれかに○を付けてください。	
	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
8 導入予定日	2021 年 6 月 1 日	
9 届出に関する担当者	所属	△△社会保険労務士事務所
	電話番号	03 - 5253 - △△△△
	FAX	03 - 5253 - □□□□
	氏名	社会保険労務士 厚生 次郎
	e-mail	

【注意事項】

- 記載に当たっては、裏面の提出上の注意及び記入上の注意を必ず御覧ください。
- 労働局処理欄には記入しないでください。
- ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。
- 教育訓練休暇制度の支給申請期限は、制度導入・適用計画期間の末日(制度導入日から3年)の翌日から起算し、また、長期教育訓練休暇制度の適用開始日から起算し、原則として、賃金助成金の取得を開始した日から起算し、3年を超えて当該休暇制度が適用されなくなります。

計画受付後、労働局において受付番号を記載の上、事業主様へ写しを手交または返送いたします。
訓練休暇様式第4号「制度導入支給申請書」の1欄に記載していただく必要がありますので、必ずご確認ください。

※労働局処理欄

【長期教育訓練休暇制度】支給申請期限日	年	月	日
(上記の期限日までに労働局へ支給申請してください。)			

受付番号 13-00-0000-0-0